

# 川崎市立看護短期大学紀要の発行に関する規程

(平成7年12月13日)  
短期大学規程第18号)

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市立看護短期大学紀要の発行について必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第2条 紀要は、本学の学術研究活動を広く知らせることを目的として、毎年度1回、3月を定期として発行する。

2 前項の規定にかかわらず、川崎市立看護短期大学図書委員会（以下「委員会」という。）が特別な理由があると認めるときは、定期の発行月を変更し、又は臨時に紀要を発行することができる。

(投稿)

第3条 定期に発行する紀要に投稿しようとする者は、年度の初日から当該年度の7月15日までの間に、委員会が別に定めるところにより、投稿の申出を行わなければならない。

2 前項の申出を行った者は、当該申出を行った日の属する年の10月末日までに、委員会が別に定めるところにより、原稿を提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、特別な理由があると認めるときは、投稿の申出又は原稿の提出の期間を変更することができる。

4 臨時に発行する紀要に投稿しようとする者は、その都度委員会が定めるところにより、投稿の申出を行い、原稿を提出しなければならない。

(投稿者)

第4条 投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 教授、准教授及び専任の講師、助教（以下「専任教員」という。）並びに助手

(2) 専任教員の指導又は協力による学外の共同研究者

(3) その他委員会が認める者

(投稿の範囲)

第5条 投稿できる原稿は未発表のもので、原著、総説、報告、資料、その他の研究成果とする。

(倫理的配慮)

第6条 投稿される原稿は、倫理的に配慮された内容であり、その旨が本文に明記されているものとする。

2 ヒトを対象とする研究については、「ヘルシンキ宣言」（1964年承認、2000年修正）等の精神に則ったものであり、そのことを明記しなければならない。また動物を用いた研究については、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年10月1日法律第105号）、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年3月27日総理府告示第6号）等を遵守したものであり、そのことを明記しなければならない。

3 前項のような研究を行うに際しては、事前に研究倫理審査委員会等の承認を得ていなければならない。

4 投稿された原稿の内容が、第二項及び第三項に掲げる要件を満たしていないと判断した場合、委員会はこれを受理しない。

(査読)

第7条 投稿された原稿は、査読を行う。

(編集)

第8条 投稿された原稿の紀要への採否は、査読結果を参考にして委員会が決定する。

2 委員会は、体裁等について必要があると認めるときは、投稿者に対し助言し、又は修正を求めることができる。

3 委員会は、編集上必要があると認めるときは、投稿された原稿以外の原稿を取得し、紀要に掲載することができる。この場合において、発行ごとに一編を超えて掲載することはできない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、紀要の発行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成7年12月13日から施行する  
附 則（平成16年1月23日 15川看短第867  
号 短期大学規程第15号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則（平成17年3月25日 16川看短第1036  
号 短期大学規程第6号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則（平成19年4月1日 19川看短第117号  
短期大学規程第8号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この附則は、平成22年7月1日から施行する。

この附則は、平成25年5月8日から施行する。